

Webおむすび

佐竹行政書士事務所
NO. 4

第2回 本当に必要な？～はい、必要です！！

成年後見制度や遺言の必要性は、何となく分ります。

しかし、その一方で、自分には、あまり関係がないと思っている方がきっと多いのではないかと思います。

今回は、なぜこの制度が必要なのかについて、お話ししていきたいと思います。

こんな事は、絶対ないと言いつれますか？その1

〈ケース1〉

元気に仕事に励み、退職後も、自分の趣味を楽しんで生活をしていたAさん。妻にも先立たれ、子どももいません。親戚は遠くにいて年に数回交流があるだけです。

毎日健康に過ごしていましたが、ある日突然、脳梗塞で倒れました。それ以来、寝たきりになってしまいました。

銀行に行きたくても、行けない。ヘルパーさんを頼みたいが、自分で手続ができない。どうしたいいのでしょうか？

このケースで、一番の問題は、自分自身が動けなくなっていることです。例えば、自分の身の回りの世話をしたいと思い、公的なサービス（いわゆる介護保険）を利用するにしても、まずは申請をしなければいけません。周りに自分の助けとなる人がいないとなると、その精神的なストレスは、計り知れないものでしょう。

また、施設に入りたい、病院への支払いをしたいと思って、預金の解約をしなければと本人が思って親族に頼んでも、銀行は、最近、本人確認が厳しくなり、例え親子であっても、銀行の窓口で預貯金を解約することができなくなっています。

さらに、いつも身近に相談する相手、自分の財産を管理してくれる相手がいないとなると、生活を維持するのも大変困難です。

こうした状況は、ある日突然やってくるので困るので困ります。自分自身も困りますが、あなたの周りの人々も困ります。体が動かないことももちろん困るのですが、精神衛生上も、生活の上でも困ることになります。

家族がいるから大丈夫という方の方が多いかもしれません。しかし、最近は親と子どもが別々に暮らしているご家庭がかなり多いのではないでしょうか。一人暮らしのお年寄りの世帯はかなり多いと考えられます。かくいう私の家も、実家で私の母が一人で暮らしております。心苦しいのですが、自分の人生です。やりたいことがある以上、自分の足で進

まなければいけません。ですので、ちょくちょく顔を見せに行くようにしています。

変な話になりました。子どもが独立している場合、もうそこは別々の世帯、家族があるわけですから、毎日自分の世話をてくれるのか?ということは一考する必要があります。子どもたちは自分の生活で精一杯という場合もあるでしょう。今は昔と違います。年をとったら子どもの背中に…とはいかない世の中です。自分のことは自分で考える、「自立」した人生を送ることが今の世の中では問われているのではないでしょうか。

〈ケース2〉

今まで、元気だったBさん。バリバリのやり手サラリーマンとして、たくさんのお金を動かしてきました。

しかし、引退して、75を過ぎ、最近は、財布や通帳がどこにあるのか思い出せません。訪ねてくる子どもの顔と名前が一致しない事も増えました。そんな反面、訪問販売に来たセールスマンを丁寧にもてなし、契約書にサインを簡単にします。気がつくと、Bさんの預金通帳の残高が0に近づいてきました。

認知症は、65歳以上の方の6.3%が、85歳以上の方ですと、4分の1の方は発症しているというデータもあります。今の日本は、超高齢化社会です。誰もが避けて通れない状況となりました。

このケースで困るのは、自分の財産を管理できることです。さらに、自分の生活も適切に管理ができないため、場合によっては、家がゴミ屋敷のようになっていることもあります。本人は、この状況について困っているという認識もないため、周りが大変困ることになってしまいます。

このように判断力が衰えてしまった場合、様々な契約を適切に結ぶことが難しいです。そのため、施設に入りたくても契約すらできないという状況に陥ります。(契約を結ぶには、当人に、契約内容を理解し、判断できる能力が必要となります。)

クーリングオフという言葉を聞いたことがあると思います。消費者を守るために設けられた制度です。しかし、この制度も無制限に使えるわけではありません。大まかにいうと、8日の間に自分の意思を表示する必要があります。しかも書面で。判断力のある状態であれば自分で何とかできます。しかし、判断力がない場合、8日というのはあっという間です。力になってくれる人が絶対的に必要です。

続きは次号にて…。

ニュースレター「webおむすび4号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、パスポート申請代行、車庫証明申請、役所への許認可申請など、みなさまの力になります

住所：(〒500-8244)岐阜市細畠塚浦65-5グリーンパーク細畠102号

電話/FAX：058-247-0255

ホームページ：<http://sg-office.biz>

E-mail：info@sg-office.biz